

人事院会議議事録

会議日

令和7年3月27日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 伊藤人事官 土生人事官
(幹事) 柴崎事務総長、役田総括審議官
(説明員) (公平審査局)
練合局長、高尾審議官
村山首席審理官、酒井首席審理官、山田首席審理官
松倉主任審理官、吉田審理官、青木審理官、谷審理官

議題

- 4-1 不利益処分審査請求事案に関する判定
令和3年第14号事案
原処分：分限免職処分
- 4-2 給与審査申立事案に関する決定
令和6年第14号事案
申立内容：令和6年4月1日付け初任給のより上位の級号俸への決定
- 4-3 給与審査申立事案に関する決定
令和6年第16号事案
申立内容：令和6年1月1日付け昇給のより上位の昇給区分への決定
- 4-4 災害補償審査申立事案に関する判定
令和4年第20号事案
申立内容：公務上の災害の認定要求
- 4-5 災害補償審査申立事案に関する判定
令和6年第1号事案
申立内容：通勤による災害の認定要求

議事の概要

- 議題4-1「令和3年第14号事案」について、担当局から、請求者の主張は認められず、また、本件処分は、国家公務員法第78条第1号及び第3号を根拠

とする免職処分を行う上で必要な検討・手続を欠いたものであるとは認められないことから、原処分を承認することが適当であるとの説明があった。

同事案については、原処分を承認すると、三人事官一致で議決された。

- 議題4-2「令和6年第14号事案」について、担当局から、初任給の決定を更正すべき理由は認められないため、申立てを棄却することが適当であるとの説明があった。

同事案については、申立てを棄却すると、三人事官一致で議決された。

- 議題4-3「令和6年第16号事案」について、担当局から、昇給区分の決定を更正すべき理由は認められないため、申立てを棄却することが適当であるとの説明があった。

同事案については、申立てを棄却すると、三人事官一致で議決された。

- 議題4-4「令和4年第20号事案」について、担当局から、申立人が従事した業務及び申立人が主張する職場での出来事により、申立人が強度の負荷を受けたとは認められないため、申し立てた傷病の発症等について公務起因性は認められず、これを公務上の災害とすることはできないことから、申立てを棄却することが適当であるとの説明があった。

同事案については、申立てを棄却すると、三人事官一致で議決された。

- 議題4-5「令和6年第1号事案」について、担当局から、申立人が主張する交通事故等により、申立人が強度の負荷を受けたとは認められないため、申し立てた傷病を通勤による災害等とすることはできないことから、申立てを棄却することが適当であるとの説明があった。

同事案については、申立てを棄却すると、三人事官一致で議決された。